

令和6年度 第1回

高知市障害者計画等推進協議会 資料

日時：令和7年2月20日（木）18：30～20：30

場所：総合あんしんセンター3階大会議室

目次

高知市障害者計画等推進協議会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	P. 3
高知市障害者計画等推進協議会条例	・ ・ ・ ・ ・	P. 4
施策の体系図	・ ・ ・ ・ ・	P. 6

<報告事項>

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

(令和6～8年度)の進捗状況について	・ ・ ・ ・ ・	P. 7
進捗報告資料【重点施策1】		P. 8
進捗報告資料【重点施策2】		P. 11
進捗報告資料【重点施策3】		P. 13
進捗報告資料【重点施策4】		P. 14
進捗報告資料【重点施策5】		P. 17

【別紙資料】

高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 (令和6～8年度)実行計画	
--	--

高知市障害者計画等推進協議会 委員名簿

委嘱期間: 令和4年4月1日～令和7年3月31日

※田中健委員は令和6年4月17日～

※田中里早委員は令和7年1月15日～

	所属	職名	氏名
1	高知市精神障害者家族会連合会	会長	松尾 美絵
2	高知市手をつなぐ育成会	会長	田中 里早
3	特定非営利活動法人高知県難病団体連絡協議会	理事長	竹島 和賀子
4	特定非営利活動法人高知市身体障害者連合会	会長	中屋 圭二
5	高知県立大学	社会福祉学部准教授	河内 康文
6	高知県立療育福祉センター 発達障害者支援センター	所長	川村 郁子
7	社会福祉法人高知市社会福祉協議会	事務局長	竹島 直孝
8	社会福祉法人昭和会	専務理事	山本 博之
9	社会福祉法人ファミリーユ高知 高知ハビリテーリングセンター	センター長	西岡 由江
10	公募委員		秋永 恭良
11	高知大学教育学部附属特別支援学校	教諭	宇川 浩之
12	特定非営利活動法人高知県自閉症協会 作業所もえぎ	所長	田村 孝子
13	合同会社My sig 高知市自立支援協議会	代表社員 会長	土門 義和
14	高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課	課長	田中 健
15	高知市民生委員児童委員協議会連合会	大津地区民生委員児童委員協議会会長	田所 稔

●高知市障害者計画等推進協議会条例

(平成27年4月1日条例第51号)

平成29年10月1日改正

(設置)

第1条 高知市障害者計画（以下「障害者計画」という。）、高知市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び高知市障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市障害者計画等推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しに関すること。
- (5) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の調和に関すること。
- (6) その他障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 障害のある者の代表者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
 - (4) 市民
 - (5) 教育、就労及び雇用関係団体の代表者
 - (6) 高知市自立支援協議会の代表者
 - (7) その他市長が特に必要と認める者
- 2 前項第4号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市障害者計画等推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。
- 3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市障害者計画等推進協議会（高知市障害者計画等推進協議会設置要綱（平成14年5月9日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

＜施策の体系図＞

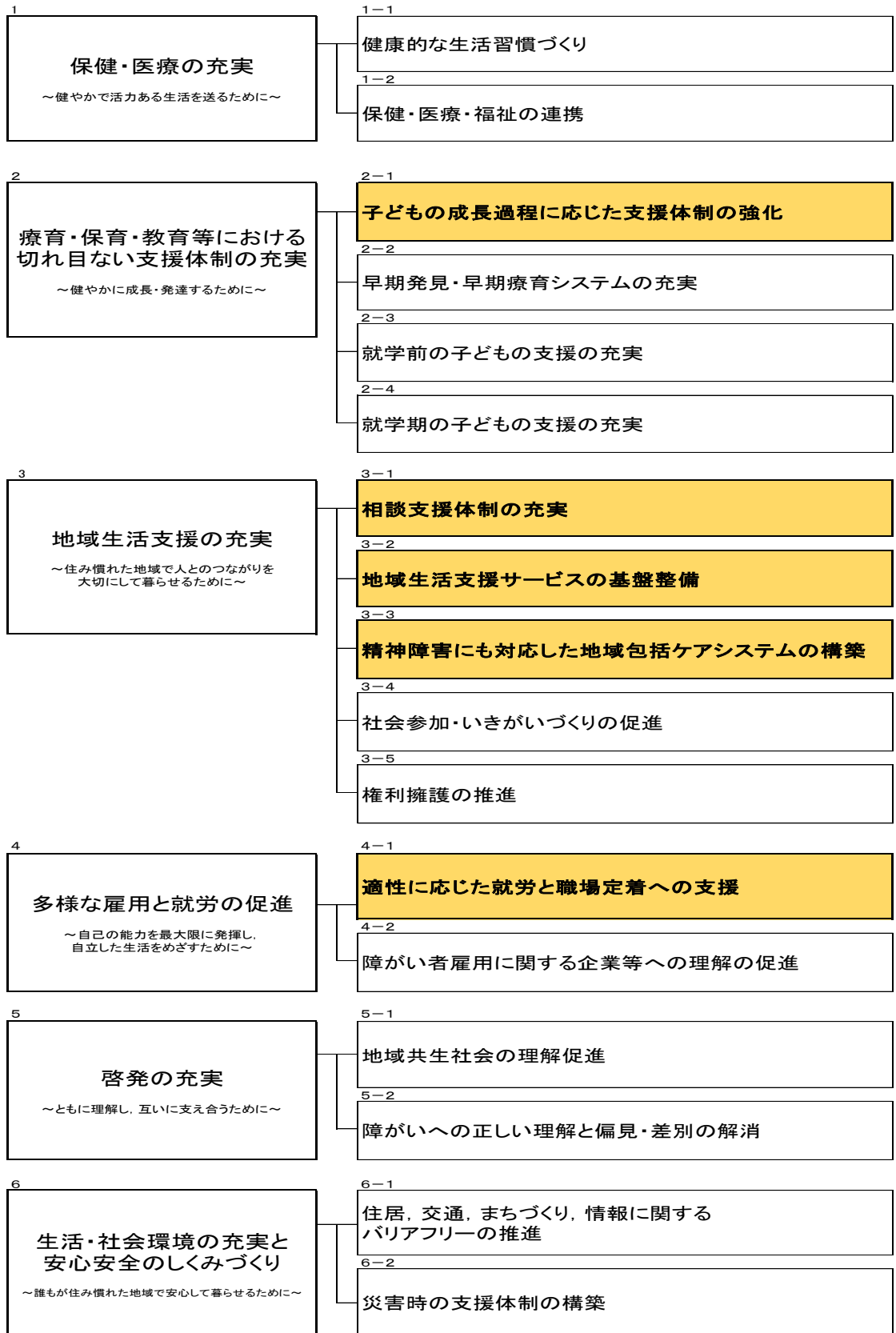
＜基本理念＞

＜施策区分＞

＜施策＞

障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

ライフステージに沿った夢や希望の実現
全ての人が共生できる地域社会の実現



<報告事項>

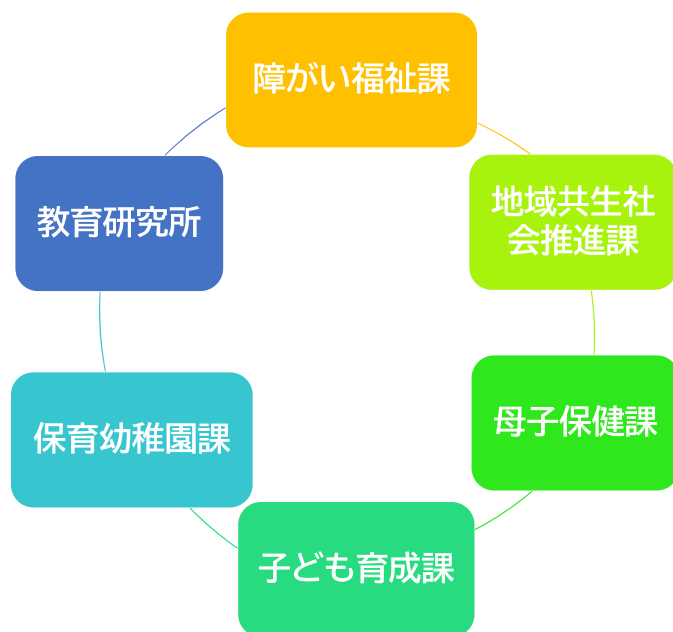
(1) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
(令和6～8年度)の進捗状況について

⇒別紙資料参照

【重点施策1】子どもの成長過程に応じた支援体制の強化（体系2－1）

関係機関の連携

○ 療育連絡会



- ・子どもの成長過程に携わる庁内6課で構成。
- ・高知市障害者計画等の子ども分野に係る進捗管理や高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会の進捗管理を行っている。
- ・連絡会では、個別の事例に関する支援の協議も行われている。



【令和6年度実績】
4回（隔月1回）

関係機関の連携

○ 教育保育施設に対する特別支援巡回相談



- ・教育保育施設へ、子ども・子育て相談支援員が訪問。
- 「支援を必要とする子どもと共に育ち合う」という保育の視点を園全体で共有し、子どもの育ちを見守っていけるよう園へ助言を行う。

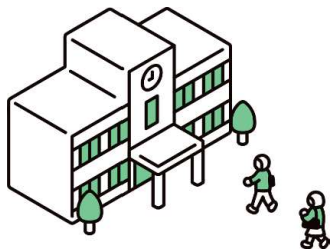
【令和6年度実績】

定期巡回相談: 延べ163園

随時巡回相談: 延べ14園

相談のみ: 3件

○ 就学/進級/進学時の移行支援引継ぎ



- ・就学相談を実施した5歳児について、個別移行支援計画をもとに、園・保護者・小学校等の三者で引継ぎ会を実施。
- ・特別な支援が必要な児童生徒については、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、支援を次年度に引き継ぐ。
- ・小学校等から中学校等へ、中学校等から高等学校等へは、個別の教育支援計画・個別の指導計画・引き継ぎシート等で引継ぎを行う。

【令和6年度実績】

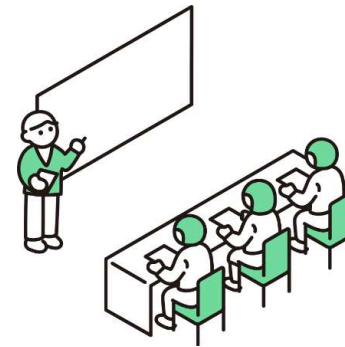
5歳児就学相談数 218名
(集計中)

障害福祉サービスのさらなる充実

○ 相談支援検討会

【令和6年度実績】 9回

- ・障がいのある人や子どもを取り巻く課題の分析及びその解決に向けた取組を協議。
- ・相談支援専門員の資質向上及びネットワークの構築等についての検討。



○ 児童発達支援管理責任者検討会

【令和6年度実績】 8回

児童発達支援管理責任者の資質向上とネットワーク構築、課題集約や整理を目的とし、研修会や事例検討会の企画運営を行う。

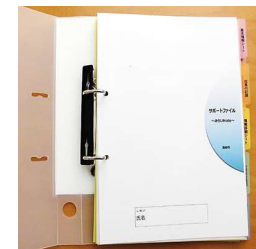
○ 児童発達支援管理責任者研修会

【令和6年度実績】 2回

事例検討や情報交換を通じて、障害児通所支援の資質向上と連携構築を目指す。

サポートファイルの効果的な活用

保護者・支援者へアンケート調査や意見交換を行い、サポートファイルの効果的な活用について検討する。



【重点施策2】相談支援体制の充実（体系3－1）

● 高知市の相談支援体制

障害者相談支援事業

- 4地域に委託－障害者相談センター
- 地域の総合相談窓口

東部：東部健康福祉センター内
西部：障害者福祉センター内
南部：南部健康福祉センター内
北部：総合あんしんセンター内

指定相談支援事業所

- R6.12現在44事業所
- サービス利用者の計画作成業務

基幹相談支援センター

- （平成31年度～障がい福祉課直営）
- 地域の相談支援体制の強化
（人材育成・困難ケース支援）
- 地域ネットワークの構築
- 自立支援協議会・各検討会の事務局
- 権利擁護/虐待防止センター
- 地域移行・地域定着
- その他

上記3層の体制に加え、児童・高齢・生活困窮者支援・教育・労働等の関係機関と連携を図ります



● 実績（指標・目標等）

指標名	現状 (令和6年12月時点)	目標
相談支援事業所事務連絡会年間開催回数 (計画：2ヶ月に1回)	令和6年度 5回	6回
相談支援検討会年間開催回数 (計画：毎月)	令和6年度 9回	12回
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	令和6年度 348件 (ケース同行106件・担当者会議出席201件・机上相談41件)	400件
高知市内の主任相談支援専門員数 (計画：毎年1名増)	令和6年度 4人	8人
相談支援事業所の質向上に関する研修会 (計画：3回／40名)	令和6年度 2回／16名	3回／40名
多機関連携を推進するための意見交換会 (計画：3回／90名)	令和6年度 1回／73名	3回／90名

● 障がい福祉課基幹相談支援センター人員体制

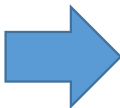
室長 1	精神保健福祉士 1
保健師 2	視覚障害者生活訓練1.5（1名兼務）
社会福祉士 3	その他 1

- 研修会
新任期研修・事例検討会
- 意見交換会
就労サビ管×相談×児発管×特別支援学校

※うち相談支援専門員4、医療的ケア児等コーディネーター1

【重点施策3】 地域生活支援サービスの基盤整備（体系3－2）

● 高知市のサービス提供基盤

	R4.12時点		R6.12時点
短期入所	15事業所（1事業所休止中）		16事業所
グループホーム	定員598名（うち日中型4事業所69名）		定員641名（うち日中型4事業所79名）
生活介護（入所施設・共生型除く）	定員376名		定員411名
障害者支援施設	4施設・定員192名		4施設・定員190名
放課後等デイサービス（共生型除く）	定員611名		定員801名
基幹相談支援センター	直営1か所		直営1か所
障害者相談センター	委託4カ所		委託4カ所
指定相談支援事業所	41事業所（2事業所休止中）		44事業所

● 実績（指標・目標等）

指標名	現状 (令和6年12月末時点)	目標
自立支援協議会の年間開催回数	3回	4回
日中サービス支援型共同生活援助の事業所数	4カ所	6カ所以上
WAMNET, Licoネットなどの運用	実施	実施

施設整備補助金

①生活介護
(R5→R6繰越)

日中サービス支援型GH
自立支援協議会で年1回協議

【重点施策4】 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (体系3-3)

【施策概要】

保健，医療，福祉等の関係者が協働し，さらにピアサポーターや家族，地域住民を巻き込み「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進める。



精神障がいの有無や程度にかかわらず「誰もが地域で当たり前で暮らすことができる高知市」をめざす

【目標】

指標	目標
協議の場の年間開催回数	7回
地域移行支援個別給付件数 (精神のみ)	60件 (令和5～7年度までの累計)
精神障害者アウトリーチ支援事業の新規利用件数	90件 (令和6～8年度までの累計)
心のサポーター認定者数	600人 (令和5～8年度までの累計)

【取組状況】

令和6年12月末現在

1 保健，医療，福祉機関の関係者等との協議や研修

指標	実績（令和6年12月末現在）
協議の場の年間開催回数	9回
地域移行支援個別給付件数 （精神のみ）	13件（令和5年度） 4件（令和6年12月末）

＜今後の方向性＞

地域で安心して暮らすためのネットワークを充実させるために，精神障害者地域移行支援者会議等に精神科医療機関，ピアサポーターをはじめ地域の関係者に出席してもらう。また，精神科医療機関等への働きかけを行い，地域移行支援個別給付数の増加につなげる。

2 ピアサポーターによる精神障がい者等への支援の充実

- ・院内説明会：入院患者に向けた退院意欲喚起プログラムを実施（1医療機関）
- ・チラシの作成：ピアサポーターの活動を普及啓発するためのチラシを作成中（年度内に配布予定）
- ・個別支援：保健所職員とともに対象者と面接を実施（1件）

3 多職種による専門的な訪問支援（アウトリーチ支援）事業の推進

- ・精神科医療機関 1 か所にアウトリーチ支援事業を委託（令和 6 年 4 月～）
- ・関係機関へ事業の周知（25か所）
- ・アウトリーチ支援の新規相談（25件）

指標	実績（令和 6 年12月末現在）
精神障害者アウトリーチ支援事業の新規利用件数	12件

＜今後の方向性＞

個別支援を通じた事業周知をさらに行い利用者の増加につなげる。また、委託先と連携し、個別支援や研修を通し支援の質の向上を図る。

4 精神障がいやメンタルヘルスに関する普及啓発

- ・心のサポーター養成研修の実施（2回）
- ・地域啓発活動（出前講座等）の実施（10回，427人に実施）
- ・「こころの体温計(セルフチェックすることで相談窓口等が表示されるもの)」の周知

指標	実績（令和 6 年12月末現在）
心のサポーター認定者数	45人（令和 5 年度） 197人（令和 6 年12月末）

【重点施策5】 適性に応じた就労と職場定着への支援（体系4－1）

指標名	現状 (令和6年12月時点)	目標
就労検討会の開催回数	9回	12回
就労支援事業所対象の研修会	3回／118名	3回／120名
農福連携事例累積数（農福連携研究会把握数）	45例	70例

※農福連携の事例数は年度ごとに把握しているため、
ここでは令和5年度時点での事例数を掲載。

● 就労支援の体制づくり

- ①【再掲】合同意見交換会：1回／73名
- ②就労サービス管理責任者ネットワーク会議
西部ブロック：4回　南部ブロック：4回　東部・北部ブロック：4回
- ③就労定着支援事業所による実践報告会：1回／25名
- ④中小企業家同友会ディーセントワーク委員との意見交換会：1回
- ⑤就労移行支援事業所意見交換会：1回

● 農福連携の推進

- ①高知市農福連携研究会：1回／16名